

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 494,837円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和2年8月6日午後2時30分頃

(2) 事故発生場所 埼玉県川越市通町9番地12

(3) 事故の内容 市職員が運転する車両が事故発生場所である駐車場に進入し、転回した際、車両の左側面と駐車場内に駐車していた相手方車両の右前方が接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両のフロントバンパーの損傷

令和2年10月12日

ふじみ野市長 高 畑 博